

学校法人愛知享栄学園ハラスメント防止規程

令和2年6月1日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知享栄学園（以下「学園」という。）において、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、学園のすべての生徒・園児及び職員等に対し、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。なお、相手方の性的指向または性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得などを理由として上司・同僚等からの否定的な言動により職場環境を悪化させることをいう。

(5) その他のハラスメント

前4号以外の行為により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

2 この規程において、ハラスメントに起因する問題とは、次に掲げることをいう。

(1) ハラスメントにより職員等の就労及び生徒等の就学上の環境が害されること。

(2) ハラスメントへの対応に起因して、学園のすべての生徒・園児が就学上又は職員等が就労上の不利益を受けること。

3 職員等とは、次のとおりとする。

(1) 学園において就労する職員（非常勤の者を含む）

(2) 役員、評議員、委託業者又は派遣契約職員等、学園の業務遂行に係るすべての者

(適用範囲)

第3条 この規程におけるハラスメントの相手方は、次のとおりとする。

(1) 学園において就労する職員（非常勤の者を含む）

(2) 学園の設置する学校・幼稚園において就学する生徒・園児及びその保護者

(3) 役員、評議員、委託業者又は派遣契約職員等、学園の業務遂行に係るすべての者

(生徒・職員等の責務)

第4条 生徒・職員等は、ハラスメントを行ってはならない。

(管理体制)

第5条 設置する各組織におけるハラスメント防止のための責任者は、所属長とする。

2 所属長は、学園のハラスメントの防止及び対応に関する業務を統括し、これに関連する問題が生じた場合は、理事長に報告の上、迅速に対処しなければならない。

3 管理職は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合は、所属長に報告しなければならない。

(1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員等の注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 職員等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

- 4 所属長とは、管理規則第9条に掲げる者をいう。
- 5 管理職とは、組織規程第6条第2項に掲げる者をいう。
(ハラスメント防止委員会)

第6条 学園に、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な措置を行うため、設置する各組織にハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。ただし、設置する各組織の特性に応じて、合同の防止委員会を置くことができる。

- 2 防止委員会の委員は、所属長が指名し、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 委員長
 - (2) 教育職員 若干名
 - (3) 教育相談員（スクールカウンセラー）
 - (4) 事務長または法人事務局長
 - (5) その他、所属長が必要と認めた者
- 3 所属長は、委員の指名にあたり、両性の委員で構成されるように配慮しなければならない。
- 4 委員長は、所属長が任命し、防止委員会を招集し、議長となる。
- 5 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員の任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 8 所属長は、委員に欠員が生じたときには、補充の委員を指名する。ただし、補充の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 9 防止委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 10 防止委員会は、必要に応じて学外専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。

(防止委員会の任務)

第7条 防止委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントの防止に関する基本方針を策定すること。
- (2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修を企画・実施すること。
- (3) 前2号について学園の設置する各学校間で調整することも可能とする。
- (4) 相談員（第8条に定める相談員をいう。以下同じ。）の職務に係る具体的事項を検討すること。
- (5) 相談員の行ったハラスメント事案への対応を確認、検討すること。
- (6) 相談員等からハラスメント事案の調査要請があった場合に、調査の要否を検討し、所属長へ進言すること。
- (7) 調査の結果を審議し、ハラスメントの有無の認定を行うこと。
- (8) ハラスメントの再発防止に係る改善策を検討・実施すること。
- (9) その他、ハラスメントに係る重要な事項に関すること。
- 2 委員長は、防止委員会の任務の状況について所属長に報告し、必要に応じて進言するものとする。また、年度末に委員会の活動を総括し所属長を経て、理事長に報告する。

(ハラスメント相談窓口)

第8条 ハラスメント（ハラスメントに該当するか微妙な場合も含む）の相談を受け付けるため、次に掲げる窓口を設置する。

- (1) 学園の職員等（派遣契約職員等、学園の業務遂行に関係する者を含む。）に関する相談窓口は、法人事務局総務課とする。
- (2) 高等学校で就学する生徒に関する相談窓口は、高等学校事務室とする。
- (3) 幼稚園で就学する園児に関する相談窓口は、幼稚園事務室とする。
- 2 ハラスメントの相談を受け付けた窓口の担当者は、直ちに次条に定める相談員に連絡を取り、必要な手続をとるものとする。

(ハラスメント相談員)

第9条 設置する各組織にハラスメント相談員を置く。

- 2 学園の職員等（派遣契約職員等、学園の業務遂行に関係する者を含む。）に関する相談員は、法人事務局長とする。また、学外の相談員は学園が契約する社会保険労務士とする。
- 3 享栄高等学校及び享栄幼稚園で就学する生徒・園児に関する相談員は、享栄高等学校教育相談員（スクールカウンセラー）とする。
- 4 栄徳高等学校で就学する生徒に関する相談員は、栄徳高等学校教育相談員（スクールカウンセラー）とする。

- 5 相談員は、防止委員会の推薦により、所属長が指名する。
- 6 相談員の役職名及び連絡先は、ホームページ等で公開する。
- 7 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 相談員の任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 9 相談員に欠員が生じたときには、補充の相談員を指名する。ただし、補充の相談員の任期は、前任の相談員の残任期間とする。
- 10 この規程に定めるほか、相談員に必要と認められる事項については、防止委員会において別に定める。

(相談員の任務)

第10条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント行為を受けたと認識し、相談、苦情、救済等を申し立てた者（以下「申立人」という。）に対し、事後の対応についての助言及び支援を行うこと。
- (2) 申立人がハラスメントの行為者とされる者（以下「行為者」という。）との話し合いによる解決を求めた場合において、相談員は、行為者と面談し、必要に応じて両者の調停を図ること。
- (3) 前2号の相談・調停等について、適宜その進捗状況を委員長に報告し、進めていくこと。
- (4) 問題の解決が困難な事案について、申立人の同意を得た上で、防止委員会に対し、当該事案の調査及び解決のための支援を要請すること。

(相談員の責務)

第11条 相談員は、ハラスメントの相談または苦情の申し立てを受けるときには、相談者または申立人の立場に立ち、そのプライバシー、名誉その他の人権に配慮し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 相談員は、ハラスメントの相談または苦情の申し立てを受けたときには、その相談者または申立人の意向にそって、その内容を防止委員会に報告しなければならない。
- 3 相談員は、申し立てがなされた時点以降においても、ハラスメントの疑いのある言動が継続しており、緊急性があると認められるときは、速やかに防止委員会委員長に報告し、防止委員会委員長は直ちに当該言動をやめるように勧告することができる。
- 4 相談員は、相談及び面談に当たって、その内容について記録を残すとともに、その管理を厳重に行い、外部に流出しないように注意しなければならない。

(ハラスメント調査委員会)

第12条 所属長は、相談員から事実関係の調査の要請を受けたとき、または防止委員会が必要と判断した場合は、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、状況に応じて所属長が指名し、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 委員長
 - (2) 教育職員 若干名
 - (3) 事務長又は法人事務局長
 - (4) 学園の顧問弁護士
 - (5) その他、所属長が必要と認めた者
- 3 所属長は、委員の指名にあたり、両性の委員で構成されるように配慮しなければならない。

(調査委員会の任務)

第13条 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とし、関係者のプライバシーを遵守し、迅速に調査を行うものとする。

- (1) 申立人及び行為者（以下「当事者」という。）、相談員及び関係者から事情聴取を行うなど、ハラスメントに関する実態を調査する。
- (2) 調査結果について、防止委員会へ文書により報告する。
- (3) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項を行う。
- 2 委員長は、所属長が任命する。
 - (1) 委員長は、委員を招集し、調査委員会を開催する。
 - (2) 委員長は、調査の指揮をとる。
 - (3) 委員長は、調査結果を速やかに報告書として作成し、防止委員会及び所属長へ提出しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐する。
- 4 委員の任期は、その事実の調査が完了し、防止委員会の報告に基づき、所属長または理事長の最終判断を得るまでとする。

- 5 所属長は、委員に欠員が生じたときには、補充の委員を指名する。
- 6 調査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 調査委員会が、必要があると認めるときは、必要書類の提出や委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(面談及び調査に当たっての遵守事項)

第14条 第10条第2項の面談または前条第1項第1号の事情聴取等を求められたものは、正当な理由がない限り、面談又は調査に協力すべき義務を負い、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

- 2 当事者、相談員及び調査委員会委員は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し立てた者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。また、相談員及び調査委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。
- 3 調査又は調査で知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 4 面談及び調査の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害してはならない。
- 5 申立人及び関係者がハラスメントに関し相談・苦情等を申し立てたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 6 行為者の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明責任を申立人に負わせてはならない。

(調査の終了)

第15条 調査委員会は、調査が終了した場合には、速やかに防止委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、被申立人によるハラスメントが懲戒に該当すると認められる場合には、当該被申立人の懲戒処分の手続き開始について参考意見を付して、防止委員会及び所属長または理事長に勧告することができる。
- 3 委員長は、審議結果を当事者に対して通知する。
- 4 所属長は、ハラスメント認定の報告を受けたときには、直ちに、ハラスメントと認定された言動を行った行為者に対して、その事案に応じて、勧告、不利益の回復、処分等に関する適切な指示等の措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第16条 防止委員長は、ハラスメント行為の事実が認定された場合は、所属長に対して当該認定事実を通知する。

- 2 防止委員長は、学園の就業規則等の学内諸規程に基づく処分等の検討を理事長に要請する。
- 3 所属長は、必要に応じて事案の事実関係、処分等を学内外に説明する責任を負う。

(不服の申し立て)

第17条 当事者は、調査、処置、手続等に不満がある場合は、審議結果を通知された日の翌日から30日以内に、所属長に書面でその旨を申し出ることができる。

(再発防止の取組み)

第18条 防止委員会は、ハラスメント行為が認定された事案について、再発防止策を検討する。

(事務の所掌)

第19条 この規程に関する事務は、法人事務局が行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いた後、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。(全面改正)

<ハラスメント相談窓口>

- ・ 学園の職員等に関する相談窓口

学校法人愛知享栄学園 総務課
☎ 052-858-4388
協同組合 愛知労務協会
富田 謙 社会保険労務士事務所
e-mail aichiroumu@nifty.ne.jp

- ・ 生徒・園児に関する相談窓口

享栄高等学校 事務室
☎ 052-841-8151
栄徳高等学校 事務室
☎ 0561-62-5000
享栄幼稚園 事務室
☎ 052-841-2206

<ハラスメント相談員>

- ・ 享栄高等学校、享栄幼稚園

享栄高等学校 ☎ 052-841-8151
教育相談員 (スクールカウンセラー) (内線948、909)

- ・ 栄徳高等学校

栄徳高等学校 ☎ 0561-62-5000
教育相談員 (スクールカウンセラー) (内線666)